20）本工事は、工事工程表及び施工条件明示の確認リストを開示する試行対象工事である。

21）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

22）本工事は、工事の品質確保等に関する評価項目に加え、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

23）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

24）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

「Ａ工事」に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業として「Ａ工事」及び「Ｂ工事」の参加を認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成20年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の㋐～㋒の全ての要件を満たすＮＡＴＭによるトンネル工事の施工実績を有すること。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））80㎡以上であること。

㋑　トンネル施工延長（※１）が1,100ｍ以上であること。

㋒　土被りが20ｍ以内であること。（坑口部（※２）を除く）

なお、上記㋐、㋑、㋒は別トンネル、別工事でも可とする。

（※１）施工延長とは掘削支保工及び覆工の両方を施工した延長とし、坑門工の延長も施工延長に加えてよい。

（※２）坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが１～２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。

「Ａ工事」のみに申請する場合、㋒は要件としない。

「Ｂ工事」のみに申請する場合、㋐の要件は以下とし、㋑は要件としない。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））70㎡以上であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつＣＯＲＩＮＳ登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

⑺　「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「トンネル工における生産性向上に関する施工計画」に係る施工計画が適正であること。

⑻　次の１）～４）に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が4,000万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合）

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

なお、申請できる配置予定技術者は最大３名までとする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編第１章第１節第26条工事関係者に対する措置請求第２項技術者に対する措置追－１」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成20年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記⑹の同種工事の施工実績を有していること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成20年４月１日以降に上記⑹に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成20年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　トンネル工事の施工実績

なお、平成20年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。